

## 海田バイオマス混焼発電所建設計画に係る環境影響評価準備書に対する知事意見

### 1 全体的事項

- (1) 事業の実施に当たっては、大気汚染防止、地球温暖化防止、騒音防止等の観点から、環境保全に関する最新の知見を踏まえ、利用可能な最良の技術の導入など、より一層の環境影響の低減について検討を行うとともに、環境監視計画等の自主的な公開を行い、必要に応じて地元住民等に説明し、理解を得るよう努めること。
- (2) 「エネルギー供給業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」では、小売業者において 44%以上の非化石エネルギー源の利用が求められていることを踏まえ、発電事業者として木質バイオマスの安定的な確保及びバイオマス混焼比率の向上に努めること。
- (3) 海外産バイオマスについては、付着しているおそれのある有害生物に対して有効な対策が講じられるよう配慮すること。
- (4) 環境影響の予測の前提となった環境保全措置を確実に実施するとともに、工事の実施中又は施設の稼働後に現段階で予測し得ない環境影響等の問題が発生した、又は発生する恐れが生じた場合には速やかに関係機関と協議し、必要に応じて追加の環境保全措置を含めた適切な対応を行うこと。

### 2 個別的事項

- (1) 大気環境
  - ・ ばい煙処理対策について、処理方法・原理等を可能な限り具体的に示すとともに、管理方法についても示すこと。
  - ・ 対象事業実施区域を含む周辺地域は、光化学オキシダントが継続的に環境基準に適合していないため、一層のばい煙排出抑制を図るとともに、事後調査及び追加の環境保全措置について検討すること。
  - ・ 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）に基づく水銀の大気汚染排出規制に係る今後の動向及び微小粒子状物質（PM2.5）に係る最新の知見を踏まえ、必要に応じて追加の環境保全措置を含めた適切な対応を行うこと。
  - ・ 石炭の燃焼に伴い発生するおそれのある重金属類等の微量物質について、必要に応じて追加の環境保全措置を含めた適切な対応を行うこと。
  - ・ 地形影響の予測について、地形影響を考慮しない場合の結果を下回っている原因を検証すること。
  - ・ 特殊条件下の予測については、地形影響を併せて考慮し、最大着地濃度出現地点及びその数値だけでなく、風下距離に応じた濃度の予測結果も明らかにすること。
- (2) 騒音
  - ・ 予測地点において、現況がすでに環境基準値、規制基準値を上回っている地点があることから、資材の搬出入、施設の稼働時等においては騒音の影響をできる限り低減することに努め、必要に応じて追加の環境保全措置を含めた適切な対応を行うこと。

- ・ 主要な騒音の発生源について音源の位置の高さ等の具体的な諸元を示すこと。

### (3) 水環境

- ・ 工事に際し仮設沈殿槽及びその他の処理施設等で行われる処理方法及び管理方法について、可能な限り具体的に示すこと。
- ・ プラント排水の具体的な発生源や排出諸元を明確にし、石炭に含まれる有害物質等の処理も含めた管理方法、排水処理方法及びその選定理由を具体的に示すこと。
- ・ 排水水質については有害物質等も含めて項目ごとに関係法令の排出基準、総量規制基準等と比較してその妥当性を示すこと。

### (4) 動植物

- ・ 工事中及び施設供用時において、対象事業実施区域及びその周辺で新たに希少な動植物が確認された場合には、必要に応じて追加の環境保全措置を含めた適切な対応を行うこと。

### (5) 廃棄物等

- ・ 工事中及び施設供用時の廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用を推進し、最終処分量の削減に努めること。
- ・ 対象事業実施区域は土壤汚染対策法上の形質変更時要届出区域であるため、切土工に伴う汚染土壌の飛散、地下浸透の防止方法等について検討し、必要に応じて追加の環境保全措置を含めた適切な対応を行うこと。
- ・ 石炭中の重金属等の微量物質の大部分が、ばいじん、燃え殻等に移行することが考えられるため、これらの処理については、性状の把握を行い、再生利用等に当たって環境保全上の支障が生じることがないように確認すること。
- ・ 廃棄物の種類ごとの保管設備や保管方法について内容を明らかにすること。
- ・ 発電所の稼働に伴い発生する燃焼灰の予測について、バイオマス燃料の混焼比率の上限値及び下限値の範囲や使用する珪砂の量などの予測の前提条件を、計算方法と併せて具体的に明らかにすること。

### (6) 温室効果ガス等

- ・ 発電用燃料で使用するバイオマスについては、その混焼比率の向上に取り組むとともに、事後調査について検討し、混焼比率の達成状況、二酸化炭素排出係数等の自主的公表について配慮すること。
- ・ 県産材を含めた国内産バイオマスの調達のための具体的な計画について検討し、その内容を明らかにするとともに、定期的な見直しを行い、調達量の拡大に取り組むこと。また、海外産バイオマスの輸送等に伴って発生する温室効果ガスの影響についても検討し、調達先等について配慮すること。
- ・ 予測について、設備計画炭の使用量から一般炭の使用量を算出する方法を明らかにし、当該算出に伴う予測の不確実性の程度について検討すること。
- ・ 供用後についても小規模火力発電所に関する国の情報等の収集に努めるとともに、利用可能な最良の発電技術の導入など、温室効果ガスの排出削減について検討し、必要な措置を講じること。